

障害者福祉課

## 議案第49号

### 港区立障害者住宅条例の一部を改正する条例について

港区立障害者住宅シティハイツ竹芝において、同居することができる者の範囲に里子を加えるため、港区立障害者住宅条例（以下「条例」といいます。）の一部を改正します。

#### 1 改正理由

特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令が令和4年4月1日から施行され、里子（児童福祉法で規定する里親に委託されている児童）等について、特定公共賃貸住宅の入居者資格を満たすことが明文化されました。

これを受けて、港区立障害者住宅シティハイツ竹芝においても、近年の家族の多様化に対応し、同居することができる者の範囲に里子を加えるため、条例の一部を改正します。

#### 2 改正内容

条例第6条に規定する同居することができる者の範囲について、里子（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四に規定する里親である本人に委託されている児童）を加えます。

#### 3 施行期日

公布の日

港区立障害者住宅条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(前略)</p> <p>(使用者の資格)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2 世帯用及び世帯用(車椅子対応)の障害者住宅を使用することができる者は、現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び婚姻の予約者を含む。以下同じ。)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四に規定する里親である本人に委託されている児童(以下「里子」という。)又は本人とともに港区男女平等参画条例(平成十六年港区条例第三号)第九条の二第一項に規定するみなとマリアーージュ制度を利用する者(以下「みなとマリアーージュ制度の相手方」という。)を有し、当該使用することのできる者、当該親族のうち一人以上の者、当該里子のうち一人以上の者又は当該みなとマリアーージュ制度の相手方が、前項各号(同項第三号を除く。)の要件を満たす者でなければならぬ。この場合において、世帯は自立して日常生活を営むことができないなければならない。</p>	<p>(前略)</p> <p>(使用者の資格)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2 世帯用及び世帯用(車椅子対応)の障害者住宅を使用することができる者は、現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び婚姻の予約者を含む。以下同じ。)、又は本人とともに港区男女平等参画条例(平成十六年港区条例第三号)第九条の二第一項に規定するみなとマリアーージュ制度を利用する者(以下「みなとマリアーージュ制度の相手方」という。)を有し、当該使用することのできる者、当該親族のうち一人以上の者又は当該みなとマリアーージュ制度の相手方が、前項各号(同項第三号を除く。)の要件を満たす者でなければならぬ。この場合において、世帯は自立して日常生活を営むことができないなければならない。</p>

<p>3・4 (略)</p> <p>(後略)</p> <p>付則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>3・4 (略)</p> <p>(後略)</p>
---	----------------------------